

[別表 4]

区分	算定する充実管理加算	
	令和 8 年 6 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで	令和 9 年 4 月 1 日以降
令和 7 年 10 月 1 日までに 様式 7 の 11 を届け出た保 険医療機関	充実管理加算 1 (経過措置適用)	令和 9 年 4 月 1 日から 実績に基づく加算
令和 8 年 4 月 1 日までに 様式 7 の 11 を届け出た保 険医療機関	充実管理加算 1 (経過措置適用 (※))	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和 9 年 9 月 30 日までは 充実管理加算 3</li> <li>・ 令和 9 年 10 月 1 日からは 実績に基づく加算</li> </ul>
令和 8 年 10 月 1 日までに 様式 7 の 11 を届け出た保 険医療機関	充実管理加算 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和 10 年 3 月 31 日までは 充実管理加算 3</li> <li>・ 令和 10 年 4 月 1 日からは 実績に基づく加算</li> </ul>
令和 9 年 4 月 1 日までに 様式 7 の 11 を届け出た保 険医療機関	充実管理加算 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和 10 年 9 月 30 日までは 充実管理加算 3</li> <li>・ 令和 10 年 10 月 1 日からは 実績に基づく加算</li> </ul>

※ 経過措置の適用を受けるためには、令和 8 年 3 月 31 日までに様式 7 の 11 を地方厚生 (支) 局に届け出ている必要がある。